

令和3年1月27日現在

豊幌地区におけるデマンド型交通実証運行事業 制度概要書（案）

1. 事業全体の概要

区 分	内 容
(1) 事業主体	名 称：豊幌デマンド交通運営協議会 (豊幌両自治会連絡協議会内) 所在地：江別市豊幌美咲町12番地の11
(2) 事業の目的	バス路線のない豊幌地区の高齢者等の通院、買物等を支援するため、持続可能な交通手段の構築を目指し、乗合運送の実証運行を実施するもの。
(3) 事業の構成	① 会員制度の運営（会員の募集、登録、会費の徴収等） ② 乗合運送による実証運行制度の運営（会員による利用、乗合運送の実施等） ③ ①②を運営するための人員配置、会計経理その他の業務 ④ その他当該事業を実施するうえで必要な業務
(4) 運行方法	上記（3）②における実際の乗合運送の運行は、江別市地域公共交通活性化協議会における協議結果に基づき、一般乗用旅客自動車運送事業を経営する者（以下「タクシー事業者」という。）へ業務委託することで実施する。
(5) 事業期間	令和3年6月1日から令和4年9月30日まで (以降は本格運行に移行、若しくは実証運行を継続)
(6) その他	① 当該事業は、上記（2）のために実証運行を行うものであるため、この結果等を踏まえ、制度設計に適時修正等を加え、本格運行に向けた検討を行うことを前提とする。 ② 当該事業に必要な経費は、江別市が補助する。

2. 会員制度の概要

区 分	内 容
(1) 会員制度の趣旨	当該事業による乗合運送の運用の効率化や持続可能な交通手段構築のため、次のいずれかの目的により乗合運送を利用しようとする者を事前に会員として登録する。 ① 通院、入退院 ② 買物 ③ 公共施設、公共交通機関の利用（通勤、通学を除く） ④ ①②③により利用する者の付添 ⑤ その他（豊幌デマンド交通運営協議会として必要と認める場合）

(2) 会員登録対象者	豊幌地区（豊幌花園町、豊幌美咲町、豊幌はみんぐ町及び豊幌）に住所を有し、かつ次のいずれかに該当する者とする。 ① 60歳以上の者 ② 障がい者等 ③ ①②の者に付添する者 ④ その他（豊幌デマンド交通運営協議会として必要と認める者）
(3) 会員証の交付	豊幌デマンド交通運営協議会は、会員に対し、会員証を交付する。
(4) 会費	豊幌デマンド交通運営協議会は、会員登録の際に月額換算400円による年会費を徴収し、当該事業の財源に充てる。 ・令和3年6月から令和4年3月まで 年額4,000円 ・令和4年4月以降 年額4,800円

3. 実証運行制度の概要

区 分	内 容
(1) 法令上の運行方法	タクシー事業者が国土交通大臣から道路運送法第21条第1項第2号の規定（一般乗合旅客自動車運送事業者によることが困難な場合において、一時的な需要のために国土交通大臣の許可を受けて地域及び期間を限定して行うとき）に基づく乗合旅客運送の許可を受けて運行する。
(2) 運行を委託するタクシー事業者	上記1（4）により乗合運送の運行業務を委託するタクシー事業者は、次の者とする。 所在地：江別市東光町14番地の4 名 称：山崎自動車工業株式会社（山崎ハイヤー）
(3) 運行期間	令和3年6月 1日から 令和4年9月30日まで（1年4ヶ月間）
(4) 運行形態	デマンド型、自由経路型、基本ダイヤ型
(5) 実証運行地域、乗降場所 ※別紙 「運行区域図」参照	利用者側地区（乗降場所） ① 豊幌花園町、豊幌美咲町、豊幌はみんぐ町の会員（予約者）の自宅前 ② JR豊幌駅前 ③ 豊幌地区センター ※豊幌の会員（予約者）は②③にて乗降する。 市街地側乗降場所 ①江別市立病院 ②2番通4丁目 ③江別市役所 ④イオン江別店 ⑤JR野幌駅前 ⑥イオンタウン江別 ⑦野幌公民館 ⑧溪和会江別病院
(6) 運行車両	会員（予約者）が4名まで乗ることのできる車両

(7) 運行日等	① 運行日は、月曜日、火曜日、水曜日、木曜日、金曜日の週5日。ただし、これに関わらず、祝日及び12月29日から1月3日の期間（年末年始）は運行しない。 ② また、天候の急変等により、運行の安全に支障があるものと認められる日、時間は運行しない。																								
(8) 車両の表示	会員（予約者）等から豊幌地区デマンド型交通の実証運行車両であることが分かるよう、車両に表示する。																								
(9) 運行便	1日3往復（計6便）を設定し、会員から利用予約のある便を運行する。（乗合状況により発着予定時刻は前後する） ① 往路（発着予定時刻） <table><tr><td></td><td>豊幌地区発</td><td>市街地着</td></tr><tr><td>第1便</td><td>8：00頃</td><td>8：30頃</td></tr><tr><td>第2便</td><td>9：30頃</td><td>10：00頃</td></tr><tr><td>第3便</td><td>13：00頃</td><td>13：30頃</td></tr></table> ② 復路（発着予定時刻） <table><tr><td></td><td>市街地発</td><td>豊幌地区着</td></tr><tr><td>第4便</td><td>11：00頃</td><td>11：30頃</td></tr><tr><td>第5便</td><td>12：00頃</td><td>12：30頃</td></tr><tr><td>第6便</td><td>15：30頃</td><td>16：00頃</td></tr></table>		豊幌地区発	市街地着	第1便	8：00頃	8：30頃	第2便	9：30頃	10：00頃	第3便	13：00頃	13：30頃		市街地発	豊幌地区着	第4便	11：00頃	11：30頃	第5便	12：00頃	12：30頃	第6便	15：30頃	16：00頃
	豊幌地区発	市街地着																							
第1便	8：00頃	8：30頃																							
第2便	9：30頃	10：00頃																							
第3便	13：00頃	13：30頃																							
	市街地発	豊幌地区着																							
第4便	11：00頃	11：30頃																							
第5便	12：00頃	12：30頃																							
第6便	15：30頃	16：00頃																							
(10) 予約受付等	① 予約受付窓口は、山崎自動車工業株式会社に置く。 ② 会員からの予約の締切時間は、当該運行日の前日の17時とする。 ③ 予約には、電話、FAX等を使用する。																								
(11) 同一便での増車	1便あたりの会員の予約が、乗車定員4名を超える場合、同一便で1台まで増車する（8人まで予約受付可能）ことを原則とする。																								
(12) 乗務員による運賃の徴収	① 運賃は、会員1人1乗車ごとに一律700円とする（割引制度等なし）。 ② 運行車両の乗務員は、会員（予約者）が降車する際に、①の運賃を徴収する（現金支払いのみ）。																								
(13) 事故対応	事故が起ってしまった場合は、山崎自動車工業株式会社がタクシー事業者として必要な事故対応を行うとともに、豊幌デマンド交通運営協議会へ速やかに事故、対応の状況等を報告する。																								
(14) 運行実績報告	山崎自動車工業株式会社は、運行実績を1日ごとに記録し、豊幌デマンド交通運営協議会へ報告する。																								